

HDD 及び SSD の破壊サービス仕様書



Rev.1.0
[2020/9/11]

この仕様書は、HDD（ハードディスクドライブ）及びSSD（ソリッドステートドライブ）の破壊サービスに関する必要事項を定めるものです。

1. サービスの概要

① 件名

HDD 及び SSD の破壊サービス

② 作業期間

原則として、代金の振込を当社が確認し、かつ、破壊対象物品を当社が受領してから1週間以内に作業を実施致します。

※お申込みの台数、作業の混雑状況により変化する場合がございます。

③ 作業場所

株式会社ネットフォース社内（東京都江東区有明 3-7-11 有明パークビル 3階）

2. 破壊対象物品

当社は、下記の破壊対象物品に対して作業が可能です。

- ・ SAS
- ・ SATA
- ・ ATA
- ・ mSATA
- ・ M.2 SSD
- ・ SCSI

3. 作業内容

原則としてソフトウェアによるデータ消去と、ハードディスク破壊機による物理破壊の2つの作業を行います。

・データ消去

1台ずつNSA（米国家安全保障局）準拠方式によるソフトウェアによるデータ消去を行います。

ATA、mSATA、M.2 SSD、SCSIについては物理破壊のみ対応しております。

また、破壊対象物品の動作不良などによりソフトウェア消去が不可能な場合は、加圧穿孔式ハードディスク破壊機による物理破壊のみを行います。

- ・物理破壊

1台ずつ加圧穿孔式ハードディスク破壊機による物理破壊を行います。

- ・廃棄処理

破壊後の破壊対象物品は当社規定に従い、東京都認可の産業廃棄物処分業者にて廃棄処分を行います。

4.お申込みからの破壊までの流れ

- ① お申込書をダウンロードして頂き、お客様情報、破壊対象物品情報を記載頂きメールにてお申込みを頂きます。
- ② 当サービスにてお申込書を確認させて頂き、当社からサービス料金請求書をお送り致します。
- ③ サービス料金請求書記載の銀行口座へのサービス料金のお振込みと、破壊対象物品の当社への送付をお願い致します。なお、サービス料金は先払いとし、振込手数料はお客様にご負担いただきます。

発送先/ 東京都江東区有明 3-7-11 有明パークビル 3F

株式会社ネットフォース HDD 及び SSD の破壊サービス宛

- ④ 当社でサービス料金のお振込みを確認し、破壊対象物品を受領した後、破壊作業を開始致します。
- ⑤ 破壊作業終了後、当社作成の簡易破壊証明書を発行しサービス終了となります。
破壊後の破壊対象物品は当社規定に従い、東京都認可の産業廃棄物処分業者にて廃棄処分を行います。

5. 料金

- ・破壊及び廃棄費用・・・1台 3,000円（消費税別）

※簡易破壊証明書付

<オプションメニュー>

- ・破壊証明書発行・・・1台 2,000円（消費税別）

「破壊作業日」「作業場所」「製品型番」「製造番号」「データ消去の有無」「物理破の有無」「破壊写真」を記載した破壊証明書を発行致します。

- ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）の発行・・・1通 5,000円（消費税別）